三百の三　和歌山県道七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　和歌山市狐島にある一般国道二十六号と和歌山県道七号との交点 二　同市松江北五丁目にある和歌山県道七号と和歌山市道中松江榎原線との交点

別表第四の三百一の項及び三百二の項を次のように改める。

三百一　和歌山県道十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　和歌山市西浜にある和歌山県道十五号と和歌山市道十六号との交点 二　同市網屋町にある一般国道二十六号と和歌山県道十五号との交点
三百二　和歌山県道十六号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　和歌山市薬種畑にある和歌山県道十六号と臨港道路との交点 二　同市雑賀屋町東ノ丁にある一般国道二十四号と和歌山県道十六号との交点

別表第四の三百七の項の次に次のように加える。

三百七の二　和歌山県道百四十八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　和歌山市湊にある和歌山県道百四十八号と和歌山市道十三号との交点 二　同市松山にある一般国道二十六号と和歌山県道百四十八号との交点

別表第四の三百十二の項の次に次のように加える。

三百十二の二　鳥取県道三百一号	鳥取県道三百一号の全区間

別表第四の三百十三の項の次に次のように加える。

三百十三の二　島根県道三十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　大田市仁摩町仁万にある一般国道九号と島根県道三十一号との交点 二　同市仁摩町大国にある一般国道九号と島根県道三十一号との交点

別表第四の三百十七の項を次のように改める。

三百十七　岡山県道二十一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　倉敷市曽原にある一般国道三十号と岡山県道二十一号との交点 ロ　同市福江にある岡山県道二十一号と岡山県道六十二号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　岡山市北区南中央町にある一般国道二号と岡山県道二十一号との交点 ロ　同市南区米倉にある一般国道二号と岡山県道二十一号との交点

別表第四の三百二十七の項の次に次のように加える。

三百二十七の二　広島県道三十四号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　広島市安芸区矢野西二丁目にある一般国道三十一号と広島県道三十四号との交点 二　同区矢野新町一丁目にある広島県道三十四号と広島市道百七十六号との交点

別表第四の三百二十九の項の次に次のように加える。

三百二十九の二　広島県道七十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　広島市佐伯区五日市町大字石内にある高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と広島県道七十一号との交点 二　同市安佐南区沼田町大字大塚にある広島県道七十一号と広島市道二百号との交点

別表第四の三百三十の項の次に次のように加える。

三百三十の二　広島県道十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　三原市皆実三丁目にある一般国道百八十五号と広島県道七十五号との交点 二　同市新倉一丁目にある広島県道七十五号と広島県道三百四十四号との交点

別表第四の三百三十一の項の次に次のように加える。

三百三十一の二　広島県道八十六号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　広島市南区翠四丁目にある広島県道八十六号と広島市道百九十四号との交点 二　同区仁保四丁目にある広島高速二号線と広島県道八十六号との交点

別表第四の三百三十二の項を次のように改める。

三百三十二　広島県道百六十四号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　広島市南区荒神町にある広島県道百六十四号と広島市道百二十三号との交点 ロ　同区大州五丁目にある広島県道百六十四号と広島市道二百四十三号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　広島県安芸郡府中町新地にある広島県道百六十四号と広島県道二百七十二号との交点 ロ　広島市安芸区船越南二丁目にある広島県道百六十四号と広島市道百三十号との交点